

リース方式による宮崎県公共施設LED化推進事業仕様書

1 事業実施場所

| | 施設名称 | 施設所在地 | 調光機能 |
|---|---------------|------------------|---------------|
| 1 | 県立図書館 | 宮崎市船塚3の210の1 | 必須 |
| 2 | 宮崎県埋蔵文化財センター | 宮崎市佐土原町下那珂4019 | 必須 |
| 3 | 宮崎県青島青少年自然の家 | 宮崎市大字熊野字藤兵衛中州 | 総合研修館 以外必須 |
| 4 | 県立産業技術専門校高鍋校 | 児湯郡高鍋町大字南高鍋1770 | 必須 |
| 5 | 宮崎県技能検定センター | 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 | 必須 |
| 6 | 県立清武せいりゅう支援学校 | 宮崎市清武町木原4257-9 | 屋内運動場 以外必須 |

※ 工事实施の際は、現地調査を行った上で改めて実施計画を作成するものとする。

※ 導入する設備については、原則、調光機能を備えたものとする。ただし、宮崎県青島青少年自然の家総合研修館及び県立清武せいりゅう支援学校屋内運動場に関しては、必要要件としない。

なお、その他の施設に関して、特別な理由により調光機能を付すことができない場合は、事前に発注者と協議し承認を得ること。

2 事業内容

(1) 事業概要

ア 事業者は、事業実施場所に対して現地調査及び導入設備検討を行う。

イ 事業者は、設備の運営管理及び維持管理を行う。

ウ 事業終了後、導入された設備については、県に無償で譲渡すること。

(2) 事業期間

ア 事業期間は契約開始日からリース期間満了日までとする。

イ リース期間は、令和9年4月1日から120か月とする。

ウ 設備の導入は、補助金の規定に従った導入時期とすること。

(3) リース料

ア リース料は、設備の本体及び設置に伴う工事費、運用、維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。なお、事業費にかかる補助金相当額分をリース料から控除すること。

イ リース料は、リース期間中において一定額とする。

ウ リース契約は、設備を導入する施設ごとに行うこととする。

3 照明器具の仕様等

LED照明への更新については、すべて器具交換とし、次の要求を満たしたものとする。

なお、標準品の器具がないなど、器具選定が困難な場合は発注者と協議すること。

- ・ 日本国内に本社を有するメーカーの製品（新品）であること。
- ・ 交換する器具は原則既存器具と同様の形状・構造のものとする。既設器具設置状況を考慮し、必要に応じてリニューアルプレート等の使用や落下防止措置等を講ずるとともに、設置場所や使用環境に適した器具を選定すること。
- ・ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）及び同省令等で定める技術基準を満たした製品であること。
- ・ ISO9001 及び ISO14001 の認証取得工場で製造された製品であること。
- ・ 設計寿命が 40,000 時間以上の製品であること。
- ・ 基本照明（ベースライト・ダウンライト）は、原則、光束維持率 85%以上の製品及びグリーン購入法適用器具であること。
- ・ 執務室においては、現状の照度（lx）と同等以上となるよう設計すること（ただし、企画提案の段階では、図面から読み取れる器具と同等以上の明るさ（lm）の器具を選定することとする。）。
- ・ 色温度および平均演色評価数（Ra）は、原則、既存の照明器具と同等とすること。
- ・ 本事業に関連する JIS（日本産業規格）、JIL、JEL、JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- ・ 外部に設置する LED 照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。

4 関係法令の遵守

LED 照明への更新や既存設備の撤去等に当たっては、建設業法（昭和 24 年法律 100 号）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 4 年 5 月 10 日国営設第 29 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 年法律第 137 号）のほか、関係する法令、条例等を遵守すること。